

## 世羅町地域クラブ活動指導者募集要綱

令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、中学校の部活動について、休日の部活動を地域クラブ活動へと移行していきます。

この部活動地域移行の実施にあたり、専門的な指導力を備えた指導者を下記のとおり募集いたします。

### 応募要件

世羅町地域クラブ活動指導者は次の(1)から(5)までのすべての要件を満たし、かつ「その他の要件」を満たす者が望ましい。

- (1) 指導する種目に関する専門的な知識・技能を有し、世羅町部活動の地域展開の方針に沿って活動できる。
- (2) 申請時において18歳以上である。
- (3) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条各号に該当しない。(別紙参照)
- (4) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない。
- (5) 世羅町教育委員会主催の講習会または世羅町教育委員会が認めた講習会を受講している。

その他、公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有していることが望ましい。

### 職務

以下の業務に従事します。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- (4) 大会準備及び監督会議の出席
- (5) 用具・施設の点検・管理
- (6) 休日の部活動の管理運営
- (7) 保護者等への連絡
- (8) 年間・月間指導計画の作成
- (9) 生徒指導に係る対応
- (10) 事故が発生した場合の現場対応
- (11) その他特に必要と認めるもの

## 世羅町地域クラブ活動指導者募集要綱

### 1 任期

地域クラブ指導者の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、年度ごとに世羅町教育委員会が依頼する。

### 2 服務

- ・地域クラブ指導者は、この要綱を厳守し、世羅町教育委員会の指導監督を受け、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。
- ・地域クラブ指導者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報をはかに漏らしてはならない。また、その任期を終了後も同様とする。

### 3 活動場所

場所については原則として、町内中学校施設を使用する。

### 4 指導時間

週あたり3時間（土曜または日曜）、月4回を基本とするが、祝日はこれに含まない。

### 5 報酬

- ・3時間3700円（1時間目1900円それ以降900円）
  - ・練習試合により3時間を超えた場合は上限を5時間分とする。
  - ・大会の場合は1日（5500円）とする。
  - ・町外に住所を有する指導者については、交通費として1回の活動につき500円を支給するものとする。
- ※勤務実績に基づき月単位で記録し、翌月末に支給する。

### 6 解任

地域クラブ指導者が、次のいずれかに該当した場合は解任することができる。

- （1）不適切な指導又は重大な過失があった場合
- （2）この要綱に違反した場合、教育委員会の指導監督に従わない場合
- （3）地域クラブ指導者に必要な適性を欠くと認める場合
- （4）重要な経歴を偽る、その他不正な手段によって任用された場合
- （5）業務上知り得た情報を漏らした場合。

### 7 勤務条件等

各クラブとの協議により決定する。